

令和2年第2回浦幌町議会定例会（第3号）

令和2年6月11日（木曜日）

開議 午前10時00分

閉会 午前10時36分

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 諸般の報告（議長）
日程第 3 行政報告（町長）
日程第 4 議案第56号 工事請負契約の締結について
（浦幌町認定こども園外構（その2）工事）
日程第 5 議案第57号 財産の取得について
日程第 6 発委第 2号 令和3年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 7 発委第 3号 令和2年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
日程第 8 発委第 4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 9 発委第 5号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書の提出について
日程第10 発議第 3号 所管事務調査について

○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長 水澤一廣

副 町 長 山 本 輝 男

町 部 局

総務課長	獅子原	将	文
まちづくり政策課長	岡崎	史	彦
町民課長	佐藤		亘
保健福祉課長	廣富	直	樹
こども子育て支援課長	正保		操
産業課長	小川	博	也
施設課長	早瀬		実
上浦幌支所長	小林	昭	典
会計管理者	山本	浩	宣
診療所事務長	鈴木		広

教育委員会

教 育 長	水 野	豊	昭
教 育 次 長	熊 谷	晴	裕

農業委員会

会 長	小 川	博	幸
事 務 局 長	坂 下	利	行

監 査 委 員

代表監査委員	神 谷	敏	昭
--------	-----	---	---

○出席議会事務局職員

局 長	小 島	師	紀
議 事 係 長	川 上	信	義

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

6番、安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和2年第2回浦幌町議会定例会、本日11日の運営について、6月8日本会議終了後、議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、報告します。委員会には委員全員と正副議長出席の下、理事者の出席を求め、今期定例会に追加提出された議案の説明を受け、日程及び運営について協議を行いました。

本日の議事は、諸般の報告、行政報告に続き、一般議案は議案第56号及び第57号の2件、各常任委員会から発委第2号から第5号まで4件、議長提出は所管事務調査についてであります。したがって、今期定例会は、本日をもって最終日とすることにいたしました。

以上、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 諸般の報告

○田村議長 日程第2、諸般の報告をいたします。

令和2年6月1日から6月10日までの1の議長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○田村議長 日程第3、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

令和2年6月1日から令和2年6月10日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願いたいと思います。

2のその他については、特段ございません。

以上で行政報告といたします。

○田村議長 これで行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第56号

○田村議長 日程第4、議案第56号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

こども子育て支援課長。

○正保こども子育て支援課長 議案書1ページを御覧願います。議案第56号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

令和2年6月8日提出、浦幌町長。

1、工事名、浦幌町認定こども園外構（その2）工事。

2、概要、遊具、フェンス、看板設置。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約の金額、5,973万円。

5、契約の相手方、サクシン・フクタ経常建設共同企業体、代表者、十勝郡浦幌町字住吉町63番地17、株式会社サクシン代表取締役、上谷内信雄。

6、工期、令和2年12月18日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第57号

○田村議長 日程第5、議案第57号 財産の取得についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書2ページを御覧願います。議案第57号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出、浦幌町長。

- 1、取得する財産、3トントラック（中古車、垂直ゲートほか架装一式）1台。
- 2、概要、2輪（後輪）駆動、定員3名、一般廃棄物処理センター配備。
- 3、取得価格、779万3,500円。
- 4、契約の方法、随意契約。
- 5、契約の相手方、十勝郡浦幌町字住吉町64番地、株式会社松井商会代表取締役、中尾光昭。
- 6、納期、令和2年8月31日。

令和2年6月1日に議決いただきました一般会計補正予算に伴い、令和元年6月登録の未使用車の3トントラックに垂直ゲート等の架装を装備した車両の取得に係るものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発委第2号

○田村議長 日程第6、発委第2号 令和3年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務文教厚生常任委員長。

○河内総務文教厚生常任委員長 議会提出議案書1ページを御覧ください。発委第2号 令和3年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和2年6月11日提出、提出者、総務文教厚生常任委員会委員長。

議案書の2ページを御覧ください。令和3年度地方財政の充実・強化を求める意見書(案)。

提出議案につきましては、お手元に配付してありますので、要旨のみ説明いたします。

令和3年度地方財政の充実・強化を求める意見書(案)。

いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、令和3年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

1、社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。

2、とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3、会計年度任用職員における当該職員の処遇改善にむけて、本来の法の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。

4、地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定(トップランナー方式)」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止にむけ検討すること。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

6、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への剰余額を増大させるよう見直すこと。

7、地域間の財源の偏在性は是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財源に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

8、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

9、令和2年度の地方財政計画では、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年6月11日、浦幌町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣ほか関係各大臣であります。

議員各位のご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発委第3号

○田村議長 日程第7、発委第3号 令和2年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

産業建設常任委員長。

○澤口産業建設常任委員長 議案書の4ページを御覧ください。発委第3号 令和2年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

令和2年6月11日提出、提出者、産業建設常任委員会委員長。

議案書の5ページを御覧ください。提出議案につきましては、お手元に配付してありますので、要旨のみ説明をいたします。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんどが関与することができない。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとな

り、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

そこで、3項目について要望する。

記、1、「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」という目標を掲げた「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額994円）を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対して要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、北海道労働局局長ほか記載のとおりであります。

議員各位のご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発委第4号

○田村議長 日程第8、発委第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

産業建設常任委員長。

○澤口産業建設常任委員長 議案書の6ページを御覧ください。発委第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和2年6月11日提出、提出者、産業常任委員会委員長。

議案書の7ページを御覧ください。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

提出議案につきましては、お手元に配付してありますので、要旨のみ説明いたします。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるため森林資源の環境利用を進める必要がある。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の植林を一層進めるために、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、3項目の措置を講ずるよう要望する。

記、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を確実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係各大臣であります。

議員各位のご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発委第5号

○田村議長 日程第9、発委第5号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要

望意見書の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長。

○澤口産業建設常任委員長 議案書の8ページを御覧ください。発委第5号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和2年6月11日提出、提出者、産業建設常任委員会委員長。

新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書（案）。

議案提出につきましては、お手元に配付してありますので、要旨のみ説明をいたします。

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争に晒され、農業者は生産と価格の面で厳しい環境の下に置かれている。

政府が今年3月に策定した、今後の10年間の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の推進にあたって、同基本法での「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」「農業の持続的発展」「農村の振興」の理念のもと、食料自給率向上・食料安定保障を確立し、地域社会の維持・存続を図る地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪として実効性ある具体的な施策が求められている。

については、新型コロナウイルス感染症により地域経済・社会が甚大な影響を被っていることから万全な対策を図るとともに、一次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、次の3項目について要望する。

記、1、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部との同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについての十分な施策の支援を講じること。

また、基幹産業である農業への政策として、農地の維持など日本型直接支払いの拡充・強化や地域社会の維持・活性化に繋がる新たな政策支援を講じること。

2、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標（カロリーベース45%）が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な施策を講じること。

また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化・所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。

3、家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により要望意見書を提出する。

令和2年6月11日。

提出先は、内閣総理大臣ほか関係各大臣であります。

議員各位のご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第3号

○田村議長 日程第10、発議第3号 所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長から、次の定例会までの議会閉会中にお手元に配付のとおり所管事務調査を行いたいとの申出がありました。所管事務調査については、各委員長の申出どおり各委員会に付託して議会閉会中にこれの調査をすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長より申出のあった所管事務調査については、各委員会にこれの調査を付託して議会閉会中の調査をすることに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○田村議長 お諮りをいたします。

これで本日の日程及び本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○田村議長 これをもって会議を閉じます。

令和2年第2回浦幌町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時36分